

# 政治教育における政治的中立性と主体の葛藤

## —C.ムフの合理性批判を手掛かりに—

浜 田 未 貴

### はじめに

近年、18歳選挙権に端を発する政治教育、そして2018年に案が出された高等学校学習指導要領改訂に伴う新科目「公共」の設置の中で、生徒がリアルな社会や政治に「主体的」に関わって行くことが求められる様になっている。しかしその一方で、政治的中立性の重視によって、現場では相変わらず保護された環境下で、客観的な議論を行わせるだけに収まっている現状がある。果たしてそのような政治教育によって、生徒の主体性は育まれるのであろうか。そしてそもそも、政治における「主体」とは何を指すのだろうか。

本稿ではこのような問題意識に従って、政治的中立性と主体の関係性を検討することにする。その際、検討の足がかりとして、シャンタル・ムフ(1943-)の議論を取り上げる。ムフは、ロールズやハーバーマスに代表されるリベラリスト達の、合理的で中立的な在り方を批判し、政治における敵対性や情念の領域の復権を訴えている論者であり、近年では、初期から共に活動しているエルネスト・ラクハウに依拠しつつ、現代ポピュリズムの分析・応用に関心を寄せている<sup>1)</sup>。

国内において彼女についての先行研究は多くはないが、政治学の分野で「政治的なもの」の「敵対性」概念に着目した研究(平田 2008)や、「多元主義論」に着目した研究(向山 2004、岩川 2008)、「ポピュリズム論」に着目した研究(木村 2017)などがある。また、教育学への応用を図るものが僅かではあるが存在しており、教育政治学の観点からムフの敵対性理論を考察したもの(小玉 2016)や、民主的集団作りという観点からムフのヴィトゲンシュタイン論を活用したもの(中村 2013)などがある。また海外においても、ムフの道徳と政治の区別を教育における議論に応用した(Ruitenbergh 2009)の研究等が見られる。以上のように、ムフの理論を教

育学へ応用した研究は若干みられるものの、政治教育における中立性と主体をテーマにしたものは見られない。

そこで本稿では、彼女の合理性・中立性批判と主体の問題を論じることによって、現在の政治教育の問題点を明らかにすることを目的とする。

論文の構成は以下の通りである。まず第1章で18歳選挙権以後の政治教育の状況を整理し、その中で政治的中立性及び主体がどのように扱われているのか確認する。次に第2章において、ムフの主体論を扱い、本稿での主体を定義したい。そして第3章では、ムフの合理性批判をもとに、「中立」がどのような弊害をもたらす可能性があるのか確認し、現在の政治的中立性問題を検討する視点を探る。最終的にはこれらの考察を通じて、「政治的中立性」と主体の関係を批判的に検討し、現在の政治教育への示唆を探ることしたい。

## 1 現状整理と議論の視点—18歳選挙権以後の政治教育—

### 1-1. 18歳選挙権をめぐる状況

日本国内において、従来から18歳へと選挙権を引き下げた議論はあったが<sup>2)</sup>、実現に至ることは無かった。しかし、2014年の憲法改正国民投票に引き続き<sup>3)</sup>、2015年6月、公職選挙法の引き下げが衆議院・参議院共に全会一致で決定する。18歳選挙権が成立した理由について、総務省・文科省が連名で発行した主権者教育の副教材『私たちが拓く日本の未来—有権者として求められる力を身につけるために—』では、①(高校生が)「様々なメディアを通じ多様な情報に接し、自分の考えを育てて来た世代」であること、②「少子高齢化の進む日本で未来の日本に生きていく世代」であること、以上の2点から「現在、また、未来の日本の在り方を決める政治に関与してもらいたい」という意図及び、③「世界

的にみると、18歳までに選挙権が認められている国は全体の約92%であり、今回の引下げは世界の流れにも沿った」という3つの理由が挙げられている(総務省・文部科学省 2015a: 6-7)。

このような選挙権年齢の引き下げを受けて、教育現場も対応に追われて行く。その中でも一つの大きな転換は文部省から出された「高等学校における政治的教養と政治的活動について」、通称「69年通達」の改訂である。学生運動が激化し、高等学校内部にまで政治活動が広がった時代に高校生の政治活動を「望ましくない」ものとして禁止したものがこの通達であり(文部省 1969)、それ以後学校での政治教育は長年敬遠されてきた。しかし、2015年に出された「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」(文部科学省 2015)の中には、「具体的な政治事象を取り扱い」を推奨する文言や、「高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される」などの文言が見られるなど、高校生と政治、そして学校空間と政治の繋がりを深めて行く方向へと進んでいることが分かる。では、教育方法はどのように変わって来ているのか。

上述の副教材『私たちが拓く日本の未来』は、①「解説編」、②「実践編」、③「参考編」と分かれているが、ここで注目したいのは、②の実践編についてである。同副教材の指導用資料を見てみると、政治的教養を「論理的思考力(とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力)」、「現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力」、「現実社会の諸課題を見出し、協働的に追求し解決(合意形成・意思決定)する力」、「公共的な事柄を自ら参画しようとする意欲や態度」の4つによって定義づけ、これらを育むことの重要性を説いている(総務省・文部科学省 2015a: 18)。そしてこのような力を育むために、「正解が一つに定まらない問いに取り組む学び」、「学習したことを活用して解決策を考える学び」、「他者との対話や議論により、考えを深めて行く学び」が必要であるとして、アクティブラーニング形式の実践例を紹介している(総務省・文部科学省 2015b: 19-20)。このような副教材の構成からも、教育方法に関して、従来日本の政治教育がとってきた知識教授型の授業から、より実践的な方向へと転換しようとしている動きが伺える。

だが、リアルな政治へ、より実践的な政治へ向かうことを推奨する一方で政治的中立性の確保に対して慎重な視点も窺える。実際に学术界、現職教員、選挙管理委員会など様々な人々の間でこの問題に対する議論は重ねられており、現在も明確なガイドライン等は作成されていない。そこで次節では、この政治的中立性をめぐる現在の議論を確認する。

## 1-2. 政治的中立性をめぐる議論

一連の18歳選挙権を振り返る形で、総務省主催で開催された「主権者教育の推進に関する有識者会議」にて、「学校における主権者教育の取組みと課題」として「現実の政治的事象を扱う際に、公選法上の選挙運動規制との関係や政治的中立性の観点から、18歳未満の政策討論や、教員による判断材料の提供方法等について、留意する事項が多く、授業でどの程度扱えばよいのかななどの疑義を抱くとの声もあり、授業で扱いにくいと指摘する声もある」との指摘が成された(総務省 2017: 5)。

この「政治的中立性」は、教育基本法第14条を根拠としている。周知の通り、この14条は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない」及び「2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」の2項から成り立っている。佐藤は、教育法令研究会が出版する『教育基本法の解説』に依拠しつつ、この第2項が「学校教育が本来の目的を達成するために、その教育の中に一等一派の政治的偏見が持ち込まれてはならないという立場から、政党勢力が学校の中に入り込み、学校を利用したり、学校が政治的闘争の舞台となることを避け、学校の政治的中立と超党派性が厳守されることを規定している」と述べる<sup>4)</sup>(佐藤 1998: 43)。つまり政治的中立性が保たれていることは、「党派的ではない」状態にあることを示しており、授業で実際の政治を扱う場合は、複数のメディアを使うなどして、多様な見解を生徒に示すことが求められている(総務省・文部科学省 2015: 85-93)。しかし実際はこの第2項が拡大解釈され、現実の政治を扱う授業それ自体が教育委員会や学校管理職の判断で制限されることも少なくない<sup>5)</sup>。新しい通知によって現実の政治を扱うことが推奨される一方で、現場レベルでは政治的中立性に対して自制的になった結果、現実の政治が敬遠され

る事態が起きているという矛盾が存在している。

だが、本稿の問題意識に沿うならば、もう一つ政治的中立性を巡る議論に関して注目したい点がある。それは、先述の副教材指導用資料の中立性確保のためのQ&Aを掲載した頁において、「一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要」であると複数回述べられている点である（総務省・文部科学省 2015b：85-94）。このような副教材の見解は、生徒が感情的に特定の政党や政策を賞賛したり非難したりすることを防ぐ目的で出されているものである。ここから窺えるのは、60年代から70年代にかけて現れていた、高校生の政治活動が激化しており、また偏向教育が蔓延っていた時代の生徒観であろう。だが、実際には現在の高校生は小玉の言葉を借りるならば、「脱政治化」された教育の下で育って来ている（小玉 2016：2）。このような状況を鑑みるならば、検討すべきは抑制の方向ではなく、むしろ生徒が政治へと向かうことを促進する方向性であると指摘することは可能ではないだろうか。

### 1-3. 政治教育と主体性

18歳選挙権をめぐる現状として最後に確認したのは、主体性をめぐる議論である。「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」が文部科学省より出された通り、今後学習指導要領の改訂がなされることが、決定している（文部科学省 2018）。この改訂に伴って注目したのは、新科目「公共」の設置である。

「公共」の方針を確認すると、そこには「公共の扉」、「自立した主体として国家・社会の形成に参画し、他者と協働するために」、「持続可能な社会づくりの主体となるために」といった3つの柱が示されている（中央教育審議会 2016）。政治教育を語る際に「主体的に」や「主体性」という言葉は頻繁に見られ、そこでは当然ながら生徒の主体性を育むことが目指されている。

ところが、国内の政治教育をめぐる言説において散見される「主体」という概念は、それ自体の意味を検討することなく用いられているように思われる。しかし、「主体」という概念それ自体は、哲学の分野では長らく検討されてきた概念であり、近年、その検討を踏まえて、哲学的な視点からシティズンシップ教育における「主体」を論じた論者とし

て、ガート・ビースタ（2011=2014）が挙げられる<sup>6）</sup>。

ビースタは「政治の主体」を検討する際に、リベラル・デモクラシーを主張している論者が持つ「政治的なアイデンティティが民主主義政治の「成り行き」に先立って形成されること、形成されていないと前提」とは全く異なったものとして、ムフの主体論を持ち出してくる（Biesta 2011：94=2014：205）。ビースタによると、ムフは、リベラリストが言う、前政治的な「合理性」や「道徳性」といったものを批判し、それらを政治的に捉えて行くことを推奨する。そしてまた、民主的な主体として「自由と平等の原理へコミットする者、より一般的にいえば、民主主義の政治的プロジェクトへコミットする者」であり、かつ唯一の定義がある訳ではない、「民主主義のあり方の目下進行中の実験に関与する欲求に駆られている」、「民主主義に熱心」に「コミットする」者を提示しているという（Biesta 2011：87-96=2014：191-210）。

先に見た様に、現状の政治教育は「合理性」や「中立性」を重視している。しかし、ビースタに従うならば、それとは反対の立場をとりつつ、主体を検討しているムフが、なぜそのような立場をとるのか検討することは、政治教育における主体を考える上で、意義のあることだと思われる。従って、次章以降でムフの主体論と合理性批判を確認することによって、政治教育への示唆を探ることとする。

## 2 シャンタル・ムフにおける主体と集合的アイデンティティ

### 2-1. ヘゲモニーと主体位置

ラクラウとムフは共著『ポスト・マルクス主義と政治』において、「本書で「主体」というカテゴリーを使うときにはいつも、私たちはなんらかの言説構造の内部での「主体位置」という意味で、それを使っている。それゆえに、主体は社会関係の起源とはなりえない」と述べている（Laclau & Mouffe 2014：101=2000：185）。このように彼らが主体を「主体位置（subject position）」と捉えるのは、彼らがグラムシに依拠して用いているヘゲモニー概念と関係がある。

ヘゲモニー概念を把握する上で重要なのは、「非固定性」や「偶発性」といった語である。彼らはヘゲモニー概念を分析する際「非固定性が、あらゆる社会的アイデンティティの条件になってきている。

[中略] 課題が階級とのいかなる必然的な絆を持つことをやめたので、そのアイデンティティは、ヘゲモニー的編成の内部での節合によってのみ、与えられることになる。このため、そのアイデンティティは、まったく関係的なものになる」(Laclau & Mouffe 2014: 76=2000: 138) と述べている。つまりどういうことなのか。彼ら曰く、ヘゲモニーは「敵対性が交差する場において出現しなければならず、それゆえに、等価性と境界効果という現象を前提にしている」(Laclau & Mouffe 2014: 122=2000: 215)。要約すると、ヘゲモニーとは「等価性」という曖昧なカテゴリーを用いて集団を作りだしていくと同時に、差異のシステムを前提にAと非Aの間の境界線を策定していく行為であるといえる<sup>7)</sup>。それでは、ヘゲモニーを構築する要素となる、主体(主体位置)の話に改めて戻りたい。

ムフはラディカル・デモクラシーのシティズンシップを、「シティズンシップとは節合の原理であり、共同体に対する特定の忠誠が多様であることと、個人の自由が尊重されるべきであることをともに視野におさめながら [中略] 一人の社会主体のなかに同時に存在する相違なる主体位置に影響を与える原理」であると解釈している(Mouffe 1993: 69-70=1998: 141)。ここで注目すべきなのは、一人の社会主体のなかに同時に異なる主体位置があるという点である。

彼女は近年の本質主義批判論者達と同様に、「個人が自分の行動の源泉であることによって、自分の行為の全領域に対して単一の意味を与え得るような主体」像を放棄している(Mouffe 1993: 75=1998: 154)。このように考えることで、彼女は「一個人が、この多様性をもった存在であり得るし、ある関係においては支配的でも他の関係では従属的であり得る」ことを把握し得るのである(Mouffe 1993: 77=1998: 156)。つまり、彼女にとっては主体(社会的行為主体)とは、「必然的な関係のない多様な言説によって構成された差異の閉鎖系のなかにけっして完全に固定され得ない、種々の「主体位置(subject positions)の集合に構成されたものとして、しかしむしろ重層的決定と置き換えの絶えざる運動として」捉えられるのである(Mouffe 1993: 77=1998: 156)。以上、ムフの主体概念は本質主義を批判し、偶然性の下で絶えず変化するものとして把握されていることが明らかになった。それでは、

この主体概念と、ヘゲモニーが構築されていく過程はどのような関係にあるのか。次節ではこの点を考察したい。

## 2-2. 政治参加を促すものとしての集合的アイデンティティ

ムフは、人々が政治へ参加する動機を検討する際に、エリアス・カネッティの「群衆」に関する考察に注目する。ムフによるとカネッティは、「個性と卓説性へと向かうものとして記述されうる欲動」と「群衆の一部となって大衆と一体化するまさにその瞬間、忘我の境地に陥ることを求めるよう促す欲動」があることを明らかにしており、それを近代化の進展につれて消滅するものではなく、人間存在を、心理学的に規定するものであると述べているという(Mouffe 2005: 23-24=2008: 42-43)。このようなカネッティの考察に対して、彼女は群衆の魅惑をみとめつつも、それが民主主義制度を危うくしないやかたで動員しうるか、という点を検討してくるのである。

このように考える背景には、近年の民主主義政治の理論が、「利害の合理的計算(利益集約モデル)あるいは道徳的な討議(討議モデル)に依拠するので、「情念」の役割を、政治の領域で作動する主要な力として認識できない」ことに対する批判がある(Mouffe 2005: 24=2008: 43)。では、ムフは情念をどのように捉えているのか。彼女によると、「人々が同一化することのできる陣営が対峙し、そのことで情念が、民主主義の過程における勢力分布内で政治的に動員されるかぎりにおいてのみ、政治過程は存在する」のであり、人々は「自分自身を価値評価できる観念を与えてくれる」集団的アイデンティティと同一化することを目指す時に、投票に赴くのである(Mouffe 2005: 25-2008: 44)。この集団的アイデンティティに対する自己同一化の欲望を、彼女は精神分析の観点からも検討している。

ムフは、フロイトの『文化への不満』および『集団心理学と自我の分析』を参照し、人間存在には攻撃に向かう傾向性があり、その本能を制御するために愛のリビドー的本能を動員し、共有の絆を育むこと、リビドーの備給の結果生み出された「われわれ」が必然的に「彼ら」を定めることを確認する。そして、自らの論じる闘技民主主義が敵意に向かうリビドーの武装解除に貢献するのではないかと、方

途を見出している (Mouffe 2005 : 25-26=2008 : 44-46)。さらに論はジャック・ラカンを中心に展開されていく。ムフはヤニス・スタヴラカキスやスラヴォイ・ジジェクに依拠しながら、ラカンの言う「享楽 (jouissance)」が、同一化における重要な情動として稼働すると捉えるのである (Mouffe 2005 : 27-28=2008 : 46-49)。このように情念と集団的アイデンティティの関係性を論じた上で、彼女は情念の次元が合理性に取って代わられる危険性を述べている。そのため、次章では合理主義がどのような理由で批判されるのか、確認することにする。

### 3. ムフにおける合理主義批判

#### 3-1. 再帰的近代論者における敵対性の消失

2章では、主体とは何かを確認してきた。そこで見えてきた主体とは、確固たる主体として予め存在するものではなく、敵対的な場において集団的アイデンティティを形成していくなかで、関係的に育まれ、相互に変更されていくものとして描かれていた。本章では、そのような契機が生まれる敵対的な場の構築を阻むものとして現れる、ポスト政治的状況と、その背景にある合意指向と合理性の問題について検討する。

ムフは著書『政治的なものについて』の序文で、「自由世界」は共産主義に勝利し、そして、集合的アイデンティティの弱体化にともない、「敵なき」世界がいまや実現可能になる。党派的な対立は過去のことになり、いまでは対話を介した合意が可能である」といった「ポスト政治的」ヴィジョンを批判している (Mouffe 2005 : 1=2008 : 11-12)。なぜならば、このようなヴィジョンは「政治的な」ものを構成する敵対的次元を認めようとしなない反政治的なヴィジョンを共有している」と考えるからである (Mouffe 2005 : 2=2008 : 12)。そこで本章では、ポスト政治に対する批判を確認する。

ムフはポスト政治の主な論者として、再帰的近代論に大きく寄与している、ウルリッヒ・ベック及びアンソニー・ギデンズを挙げている。まず初めにベックの「サブ政治」についてのムフの理解を示したい。リスク社会を特徴とする再帰的近代では、グローバル化や個人化の強化によって、集合的アイデンティティは私的領域でも公的領域でも崩壊しつつあり、社会の基本的制度は個人的なものを志向し、

集団や家族に向かうことはない。そして、そのような社会ではイデオロギー的で政治的な対立は、もはや左派/右派といったものでは規定できなくなる。その解決策として出される新しい政治の形態が「サブ政治」である (Mouffe 2005 : 37-38=2008 : 62-63)。

そして「サブ政治」においては、従来 (工業社会) の政治的布置連関が非政治的になる代わりに、かつて非政治的なものとして扱われていた抵抗が階級や政党とは関係のないサブシステムの中に出現する。つまり、サブ政治においては左派/右派の軸では脇に追いやられていた、私的領域の問題が政治的な場の中心に据えられるのである (Mouffe 2005 : 38-40=2008 : 63-65)。更にこのような社会においては懐疑が一般化し、結果として人々は友と敵の見地から思考することが出来ず、妥協が可能であると信じるようになるとの見解をベックは出していると、ムフは考えている (Mouffe 2005 : 42=2008 : 66-67)。

一方でギデンズに関しては、その「ライフ・ポリティクス」論に着目する。ギデンズは、「ポスト伝統社会」つまり、不確実性の中で伝統も正当性の裏付けなくしては自明のものと思なされない社会において、「ライフ・ポリティクス」の方向性を示す (Mouffe 2005 : 42-43=2008 : 68-69)。ここで言うライフ・ポリティクスとは、生活改善の機会や拘束からの自由に関わる「解放の政治」とは正反対のものである。ライフ・ポリティクスの場合、それは生活の決定に関わるものであり、私的なものを超えて仕事や経済活動といった伝統的な領域への政治的な関与にまで及ぶ。ギデンズは制度化された個人主義を、多くの積極的な可能性を開くものだとみなしている (Mouffe 2005 : 42-44=2008 : 68-70)。

さらにギデンズは、専門家の知が疑問に晒されるライフ・ポリティクスの時代に必要なのは「能動的な信頼」であり、可視性と公共的討論に開かれた「対話型民主主義」が必要であると述べるのである (Mouffe 2005 : 44-47=2008 : 71-75)。

以上を踏まえてムフは、ベックやギデンズといった論者が、集合的アイデンティティの喪失とそれに伴う敵対性の喪失を謳っていることに着目する (Mouffe 2005 : 48-50=2008 : 75-78)。われわれ/彼らの境界線が消失し、政治的境界線がなくなった状態にあると現代の状況を捉える彼らの議論のいったい何が問題なのか。政治を「意見の交換ではなく、権力に対する意義申し立て」 (Mouffe 2005 : 51=

2008：79) であると論じるムフは、「対立を度外視する彼らの方法は、権力構造が争点になる主要な領域のすべてにおいて、適切に問いを設定できない」と指摘する。

つまり、彼らは「政治的対立を「闘技的」形態にする可能性をあらかじめ除去してしまう」ことになり、「それゆえに、異議申し立てのための唯一可能な形態は、「敵対的」なものでしかなくなる」ことになるのである<sup>8)</sup> (Mouffe 2005：50=2008：78-79)。要約すると、集合的アイデンティティをもはや過去のものとし、われわれ/彼らといった対立をないものとする再帰的近代論者の考え方は、政治的な権力構造を前提とした異議申し立ての機会を奪うことに繋がると彼女は指摘しているのである。このような批判は、ハーバーマスに対しても行われている。次節では、ハーバーマスを中心とした熟議デモクラシー論の合理的合意への批判を確認する。

### 3-2. ハーバーマスへの批判

ムフは、「民主主義政体においては自由で平等な市民による熟議の過程をつうじて政治的決定がなされる」という熟議の構想はアテネ時代からあったものの、それが20世紀後半に支配的になった利益集約モデルへのオルタナティブとして再び注目されるようになったと述べる (Mouffe 2005：80-83=2006：126-128)。この熟議民主主義の種差性は「ある種の規範的合理性を促進すること」、「民主主義的主権の理念と自由主義的諸制度を和解させることで、自由民主主義への忠誠の強固な基盤を提供する試み」にある (Mouffe 2005：83=2006：129)。そしてまた、「十分な熟議の手続きにより、合理性 (自由主義的諸権利の擁護として理解される) と民主主義の正統性 (人民主権によって表現されるもの) をともに満たすような同意の形式に到達することが可能」だという主張をしている、とムフは分析する (Mouffe 2005：83=2006：130)。

このような熟議論に代表的なのが、ハーバーマスの系譜である。ムフはハーバーマス、そしてハーバーマス主義者のセイラ・ベンハビブの論を持ち出す。ムフによるとハーバーマス主義者達の目的は「コミュニケーション的権力」を生み出すことである。彼らにとって、「熟議によって理にかなった帰結が保証されるためには、その過程が「理想的熟議」の条件を実現するのではなくは」ならず、その結果、

「平等で不偏不党であればあるほど、そして強制が少なくよき議論の力に導かれるようになればなるほど、より正しく一般化可能な利益が関連するすべての人びとによって受け入れられるようになる」と考えるのである (Mouffe 2005：88=2006：136-137)。この問題点はどこにあるのか。ムフによるとハーバーマスは、根本的な政治問題を、倫理的な問題とは違って文脈に依存せず、道徳的な問題と同じ様に普遍的な到達点をもつものとして描いている。そのため、議論の交換や反論の結果、合理的な一般意志が生じるものとして、ハーバーマスのアプローチが説明される (Mouffe 2005：89=2006：138)。しかし、このような理想的発話状況のやり方は、「道徳的「言説」において参加者によって賛同されえない立場を消去する」 (Mouffe 2005：86=2006：134) ことになり、結果として「異議申し立ての可能性をあらかじめ排除する」ことになってしまうのである<sup>9)</sup> (Mouffe 2005：92=2006：142)。

ここまで3章を通して、再帰的近代に代表されるポスト政治、そして合理主義といった近年の論が敵対性、そして情念の重要性を見落としており、その結果異議申し立ての機会を失う人々が出てくることを確認した。ムフはこれらの政治的回路を失った人々が、国や宗教といった既与の集団を通じてテロやナショナリズムという形で現れることを危惧している。そのような状態は、彼女が想定する、共通の政治-倫理的価値に則った対抗者の関係としての「われわれ」、「彼ら」の関係ではなく、殲滅すべき相手としての「敵」、「友」関係を創り出すことになると彼女は考えているのである (Mouffe 2005：72-76=2008：110-115)。最後に、本稿の結びに代えてここまでムフを通じて論じてきた問題が、政治教育へいかなる示唆を与えるのかについて検討する。

### 結びに代えて—政治教育への示唆—

第1節では18歳選挙権以後の政治的中立性と主体性を巡る議論を確認した。そこでは、実際の政治を扱うことを推奨する視点がある一方で、現場においてはそれらが制限されるという矛盾した事態が起きていることが分かった。また、政治的中立性を重視した結果、「一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要」であるとの方向性

が政府の公式見解として出されていることも興味深い点であった。2節では、ピースタの主体論を端緒として、シャンタル・ムフの主体性理解を確認した。ムフにとって、主体とは行為以前に存在するものではなく、偶然的な節合としてのヘゲモニーの中で関係的に構築される主体位置として存在するものであった。そして、そのようなヘゲモニー構築に際して重要なものとして「情念」の役割も見落とせないものとして現れて来た。人々は集団的アイデンティティへの同一化を本能的に持ち合わせているという考えのもと、そういった情念の次元を合理性に置き換えることの危険性を示唆していた。第3節では、ポスト政治やハーバーマスを中心とする熟議民主主義に対するムフの批判を確認した。そこでは、合理性の重視によって敵対性の次元を見落とした結果、政治的回路を通じた異議申し立ての機会を失う人々がいることが分かった。

では、ここまでの議論はいかにして政治教育に寄与できるのか。1点目は政治的中立性それ自体の成立を検討することが可能になる。確かに、かつての学校教育における政治活動の激化という歴史を考慮するならば、政治的中立性など不要であるという言うことは出来ない。だが、そもそも政治に中立などあり得るのだろうか。上述したように、副教材では理性的な議論の過程が重視されている。これは3章で扱った、熟議デモクラシーの考え方と非常に良く似ている。しかし、3章で確認したように理性的な話し合いによって合意が導かれると考えることは、そこで導かれた結論に対して、正当に異議申し立てをする機会を奪う排除に繋がる恐れがある。また、そこにあるのは、予め意志を持った主体像である。このような主体が想定される限り、一人の中に多様な主体位置を持った個人というあり方が否定されてしまうことになり、新たな集団の構築が閉ざされてしまう危険性があるともいうことができるだろう。

2点目は、政治的中立性と主体育成の両立不可能性に対する指摘が可能になるということである。ムフは集団的アイデンティティへの同一化の欲望が、政治へ人々を赴かせると述べていた。そしてまた、集合的アイデンティティを形成する中で関係的に主体は構築されなおしていくとも述べられていた。政治教育における主体性には、政治参画の視点も含んでいる。しかし、中立性を重視することは差異を見えづらくすることであり、主体の育成どころ

か人々が政治に対する関心を失って行くとは言えないだろうか。以上が本稿を通じて導かれた政治教育に対する示唆である。

しかし、課題も多く残っている。ここまでを確認するならば、敵対性を重視した教育へと方向転換していくべきであるにとられるだろう。だが、ムフの提唱する闘技デモクラシーは単純に敵対性を推して行くのではなく、「政治的-倫理的価値」という自由民主主義の原則にのって闘技空間を開いていくこと、そして「共通性」を持って新たなヘゲモニーを構築していくところにも特徴がある。今回はこのような敵対性の緩和の観点には十分に注目出来なかった。また、政治的中立性の重視が主体性の育成を阻むということは述べられたが、では主体性を育むとは何を示すのかについては十分な答えを提示することが出来なかった。よって、これらの点は今後の課題としたい。

## 註

- 1) 日本の雑誌『世界』の臨時増刊号「トランプ・ショックに揺れる世界」特集にもポピュリズムについての論考を寄せている。
- 2) 例として、高校生活指導研究協議会では、2002年発行の153号からサブタイトルが「18歳を市民に」となっている(竹内 2000: 90-97)。また、NPO法人Rightsは設立当初の2000年より、選挙権・被選挙権の引き下げのロビイングを行っている(NPO法人Rights 公式HP)。
- 3) 2014年に公布・施行された憲法改正国民投票では、2018年6月21日以後に行われる国民投票において、投票権年齢が18歳以下に引き下げられることが決定した。
- 4) なお、佐藤の論文が出されたのは1998年のため、旧教育基本法の「第8条 政治教育」について述べている。
- 5) 乾他(2017)では、北海道教育委員会の介入によって、実際の政治を扱った授業が中止になった例が紹介されている(乾他 2017: 49-51)。
- 6) シティズンシップ教育と政治教育は同義ではない。しかし、ピースタは「市民としての学習を理論化する」という章において、「政治の主体」という節を置いている。その為、本稿ではシティズンシップ教育と政治教育を同義と見なす。
- 7) 等価性の連鎖の例として、ムフは、女性や黒人、労働者、同性愛者等の諸要求を結びつけることを挙げている。ここでは、「女性」や「黒人」といった本質主義的なアイ

デンティティが脱構築され、分散させられる。そして、空虚なシニフィアンという曖昧で偶然的なカテゴリーのもとで、節合し、また新たなアイデンティティをつくりだしていく、といったことを説明している。

- 8) 闘技とは政治的-倫理的価値というルールに則った上で対立する相手を正当な対抗者として認めることであり、反対に敵対とは、対立する相手を殲滅すべき敵として捉える考え方を言う。
- 9) ムフは合理性と中立性を関連させて論じている。ムフは政治的リベラリズムの人々が、多元主義からある観点を排除する際に、「実践理性の行使」の結果、そのような排除が起きた、という論理を立てることを指摘する。そのような論理は、平等な尊重という合理的対話によって、ある共通の規範が導かれ、そこで導かれる規範は中立的なものであるということ正当化することになる。ムフはこのような論理が、実際は存在している権力性を隠蔽しているに過ぎないと指摘する (Mouffe 1993: 141-142 = 1995: 286-287)。

## 参考文献

### 【一次文献】

- Mouffe, Chantal, 1993, *Return of the Political*, Verso. (= 千葉眞、土井美穂、田中智彦、山田竜作訳『政治的なるものの再興』、日本経済評論社、1998年。)
- 2005, *The Democratic Paradox*, Verso. (= 葛西弘隆訳『民主主義の逆説』、以文社、2006年。)
- 2005, *On The Political*, Routledge. (= 酒井隆史監訳、篠原雅武訳『政治的なものについて』、明石書店、2008年。)
- Laclau, Elnest and Mouffe, Chantal, 2014[1982], *Hegemony & Socialist Strategy: Towards a Radical Democratic Politics*, Verso (= 山崎カヲル、石澤武訳『ポスト・マルクス主義と政治: 根源的民主主義のために』、大村書店、2000年。)

### 【二次文献】

- Biesta, Gert, J. J., 2011, *Learning democracy in school and society*, Sense Publishers. (= 上野正道・藤井佳世・中村(新井)清二訳『民主主義を学習する』、勁草書房、2014年。)
- 中央教育審議会教育課程部会高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム、2016、「高等学校指導要領における「公共(仮称)」の改訂の方向性(案)」。
- 平田忠輔、2008、「敵対的なものとしての政治論の系譜: シヤ

- ンタル・ムフの「政治的なるもの」の概念』、『山梨国際研究: 山梨県立大学国際政策学部紀要』 3、pp.35-54。
- 乾章夫他、2017、「『教育の政治的中立』と政治教育・主権者教育: 18歳選挙権を踏まえて」、『教育学研究』 84(1)、pp.49-54。
- 岩川直樹、2008、「根源的で多元的な民主主義の地平」、『埼玉大学紀要教育学部』 57(2)、pp.183-196。
- 木村光太郎、2017、「主体の政治: 民主主義、ポピュリズム、ポストモダニズム」、『尚美学園大学総合政策研究紀要』 30、pp.47-66。
- 小玉重夫、2016、『教育政治学を拓く: 18歳選挙権の時代を見ずえて』、勁草書房。
- 文部科学省、2015、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」。
- 文部科学省、2018、「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について(通知)」。
- 文部省、1969、「高等学校における政治的教養と政治的活動について」。
- ムフ、C、2017、「ポピュリズムの挑戦」、『世界』臨時増刊号、894、片岡大右訳、pp.154-161。
- 中村(新井)清二、2013、「闘技的な公共圏を基礎にした民主的集団形成の方法について: シヤンタル・ムフの民主主義思想を手がかりに」、『生活指導研究』 30、pp.121-131。
- NPO法人Rights 公式HP 団体概要 <http://rights.or.jp/topics/org> (最終閲覧日 2018年3月30日)。
- Ruitenberg, Claudia, W, 2009, "Educating Political Adversaries: Chantal Mouffe and Radical Democratic Citizenship Education", *Studies in Philosophy and Education*, 28(3), pp.269-281。
- 向山恭一、2004、「多元主義: 「棲み分け」から「共生」へ」、『現代規範理論入門: ポスト・リベラリズムの新展開』、ナカニシヤ出版、pp.181-199。
- 佐藤全、1998、「政治教育と教育の政治的中立性との問題史」、『教育学研究』 65(4)、pp.334-342。
- 総務省、2017、「主権者教育の推進に関する有識者会議とりまとめ」。
- 総務省・文部科学省、2015a、『私たちが拓く日本の未来: 有権者として求められる力を身につけるために』。
- 総務省・文部科学省、2015b、『私たちが拓く日本の未来(活用のための指導資料): 有権者として求められる力を身につけるために』。
- 竹内常一、2002、「後期中等教育をすべてのものにとその後」、高校生活指導研究会『高校生活指導』、200、pp.90-97。